



国土交通省

平成24年10月12日  
東北地方整備局  
福島河川国道事務所  
東北運輸局  
福島運輸支局

# 違法車両の合同取り締まりを実施します

国土交通省福島河川国道事務所と福島運輸支局は、福島北警察署の協力のもと、一般国道4号国見パーキングにおいて、違法車両の合同取り締まりを実施します。

この合同取り締まりは、無許可の特殊車両や不正改造車両など重大事故につながる恐れのある車両を排除するため、実施するものです。

なお、詳細は下記のとおりです。

- 福島河川国道事務所による特殊車両の指導取り締まり
- 福島運輸支局による不正改造車両及び整備不良車両の街頭検査

取締日時:平成24年10月15日(月) 13時30分~15時30分(小雨決行)

取締場所:一般国道4号 国見パーキング(所在地:伊達郡国見町大字石母田 地内)

## ▼位置図▼



## ▼過去の取り締まりの様子▼



〈発表記者会:福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ〉

### 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所

TEL 024-546-4331(代表)

副所長(道路) 佐藤 利美(内線205)

国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

TEL 024-546-0342

検査・整備・保安部門 陸運技術専門官 佐藤 恵司

●特殊車両について

◎道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

・寸法について



・重量について



※総重量・高さについては、道路や車種により特例あり

これらの制限値を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

●不正改造車両等について

⚠️ 大丈夫ですか？ あなたのクルマ 保安基準に適合していない箇所がないか、確実にチェックしましょう！

### 乗用車

- 触媒装置**
  - 触媒等が取り外されていないこと。(道路運送車両の保安基準第31条)
- 消音機**
  - 内燃機関を駆動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑制することができる消音機を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第30条)
- サスペンション**
  - 切替等により、ばねの一部又は全部が除去されていないこと。(道路運送車両の保安基準第14条)
- 番号灯**
  - 白色であること。(道路運送車両の保安基準第36条)
- 後退灯**
  - 白色であること。(道路運送車両の保安基準第40条)
- 尾灯**
  - 赤色であること。(道路運送車両の保安基準第37条)
- 制動灯**
  - 赤色であること。(道路運送車両の保安基準第39条)
- 方向指示器**
  - 橙色であること。
  - 点滅回数が毎分60回以上、120回以下であること。(道路運送車両の保安基準第41条)
- 後部反射器**
  - 赤色であること。(道路運送車両の保安基準第38条)
- 消音機**
  - 内燃機関を駆動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑制することができる消音機を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第30条)
- 触媒装置**
  - 触媒等が取り外されていないこと。(道路運送車両の保安基準第31条)

### 乗用車・貨物車共通

- 前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス**
  - 指定以外のステッカー貼付は不可。
  - 前面ガラス等に保護膜を貼付した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに黄色フィルムを貼り付けた状態での可視光線透過率は70%未満のもの不可。(道路運送車両の保安基準第29条)
- バックミラー**
  - 鏡面が鋭角でないこと。
  - 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であること。(道路運送車両の保安基準第18条、第44条)
- 音音器**
  - 音が自動的に断続するものは不可。
  - 音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で音質に変化させることができるものは不可。(道路運送車両の保安基準第43条)
- 前部霧灯**
  - 白色又は淡黄色であること。
  - 同時に3個以上点灯しないこと。(道路運送車両の保安基準第33条)
- その他の灯火(ディライト)**
  - 赤色でないこと。
  - 光度300cd以下であること。
  - 点滅しないこと。(道路運送車両の保安基準第42条)
- タイヤ**
  - 回転部分が出する等他の交通の安全を妨げるものがあるものではないこと。(道路運送車両の保安基準第18条)

### 貨物車

- 回転灯**
  - 緊急自動車等以外には黄色の回転灯は取付け不可。
  - 道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。(道路運送車両の保安基準第42条)
- ディーゼル車の原動機**
  - 黒煙汚染度は基準内であること。(道路運送車両の保安基準第31条)
- 巻き込み防止装置**
  - 普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。(道路運送車両の保安基準第18条の2)
- ダンプ(土砂等運搬機)**
  - 土砂等を運搬するダンプ車には、巻き込み防止装置を備えなければならないこと。
  - 床面黄色の一部を黒くする等の改造がないこと。(道路運送車両の保安基準第27条)
- 不正な二次装置**
  - 新規検査受検後に燃料タンクの増設。
  - 容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。等(構造等変更検査の手続きが必要になります。)
- 速度抑制装置(スピードリミッター)**
  - 自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑に行えるものであること。
  - 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の視やすい位置及び車両の後面に貼付されていること。(道路運送車両の保安基準第8条)
- 排気管の開口方向**
  - 排気管は左向き又は右向きに開口していないこと。(道路運送車両の保安基準第31条)
- 突入防止装置**
  - 貨物自動車の後面には、突入防止装置を備えなければならないこと。(道路運送車両の保安基準第18条の2)

# 特殊車両が関係した重大事故

○平成23年6月発生

重量物運搬用セミトレーラーが、2車線トンネル内部で積載物を落下。  
対向車のドライバーが負傷。約6時間全面通行止め。

▼事故状況▼



▼通行止め状況▼



▼事故原因車両▼



**無許可車両**

当該車両は、特殊車両通行許可を取得せずに、道路を走行中事故をおこした。